

（表）

意見書

平成 年 月 日

（提出先）茨木市長

住所  
氏名

法人にあっては、その代表者、  
名称及び所在地

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見書を提出します。  
なお、裏面の意見内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

○意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 (表)には、意見書提出者の氏名等及び住所等を必ずお書き下さい。
- 3 意見は、日本語により、その意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされてから4か月以内に提出してください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

（持参、郵送、FAX又は茨木市簡易電子申込システムで提出してください。）

- ・持参の場合  
茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市 産業環境部 商工労政課  
市役所本館 7階
- ・郵送の場合  
〒567-8505  
茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市 産業環境部 商工労政課あて
- ・FAXの場合  
茨木市 産業環境部 商工労政課 FAX072-627-0289
- ・茨木市簡易電子申込システムの場合  
茨木市（商工労政課）ホームページから必要事項を入力して提出してください。

○届出書及び添付書類の縦覧について

大規模小売店舗立地法の規定に基づく届出書及び添付書類は、次の場所でその届出書の公告がされてから4か月間縦覧に供しています。

茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市 産業環境部 商工労政課  
市役所本館 7階

(裏)

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる 生活環境の保持のために 配慮すべき事項	
意見・理由	